

賃貸人変更時の手続きに関する規定

賃貸借契約上の賃貸人が変わるときに、保証の継続を希望される場合は、下記規定に基づく手続きによって、**琉球セーフティー賃貸保証サービス契約**上の賃貸人の地位を新賃貸人に移転させる必要があります。

なお、下記規定における「甲」、「乙」、「丙」、「保証会社」、及び「新賃貸人」、並びに「**本件賃貸借契約**」、及び「**本契約**」は、**琉球セーフティー賃貸保証サービス契約書記**載の約款と同一のものとします。また、手続きにあたっては、事務手数料をいただく場合があります。

賃貸人変更規定

- ① 甲の本契約上の地位を新賃貸人へ移転するには、甲及び新賃貸人が、保証会社が承諾する条件において、本契約上の地位の移転、及び当該移転日以後の本契約内容に関し、保証会社所定の書面で同意し、かつ乙及び丙に**本件賃貸借契約**上の地位の移転を対抗できなければならないものとする。
- ② 本規定に基づく手続きは、保証会社がこれを受理した旨を甲及び新賃貸人に対し書面によって通知することで完了するものとする。
- ③ 甲は、甲の責任において、新賃貸人に対し、本規定、及び本契約の内容を説明する等、本規定に基づく手続きが遅滞なく完了するよう協力するものとする。